

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

商法

【問題】

次の各事例において、P株式会社（以下、P会社という）の取締役会の決議を要するかどうかについて論じなさい。なお、P会社は、福岡市中央区に本店を持ち、不動産業を営んでおり、資産総額は約30億円である。

(1) P会社の代表取締役Aは、Q株式会社（以下、Q会社という）の監査役を兼任している。Q会社がR銀行から5億円の借入れを行うのに際して、P会社がR銀行との間で同借入金債務の保証契約を締結する場合。

(2) P会社の取締役Bは、S株式会社（以下、S会社という）の発行済株式総数の67パーセントを保有している。S会社がR銀行から500万円の借入れを行うのに際して、P会社がR銀行との間で同借入金債務の保証契約を締結する場合。

(3) P会社の取締役Cが、福岡市南区に本店を持ち、ホテル業と不動産業を営むT株式会社（以下、T会社という）の取締役に就任し、T会社久留米支店長に選任される場合。